

# 「上志津まちづくり協議会」規約

平成25年6月22日制定

# 「上志津まちづくり協議会」規約

## 第1章 総 則

### 【名 称】

第 1 条 本会は、「上志津まちづくり協議会」と称する。（以下“協議会”という）

### 【目 的】

第 2 条 上志津小学校区地域を活動の区域とし、自治運営の中心である住民の親睦、交流を深め、地域全体の絆がもてる事業を協議し、公共の利益のための活動を民主的に行い、心豊かで暮らせる活力に満ちた、まちづくりを行う事を目的とする。

### 【事務所】

第 3 条 協議会の事務所は、上志津小学校に置く。

### 【事 業】

第 4 条 協議会は第2条に掲げた目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 上志津小学校区地域の住民及び団体相互の交流、情報交換、文化事業推進に関すること。
- (2) 防犯、防災、安全に関すること。
- (3) 環境美化に関すること。
- (4) 地域住民に対する広報に関すること。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。

2 事業を行うために必要な部会を設置する。

3 協議会は、佐倉市市民協働の推進に関する条例第10条第3項に規定する活動について、これを行わない。

## 第2章 役員・理事及び組織構成

### 【構 成】

第 5 条 協議会は、「別表1」の団体をもって構成し、「別表2」の運営形態に基づき構成する。

**【役員・理事】**

第 6 条 協議会に次の役員及び監事を置く。

会 長		1 名
副 会 長		2 名
事 務 局 長		1 名
副 事 務 局 長		1 名
会 計		1 名
副 会 計		1 名
監 事		若干名

- 2 各参加団体において、原則として2名が理事として協議会に参画し、役員は理事の中から互選により選出し、総会において承認を受けるものとする。

**【入・退会】**

第 7 条 協議会に入会及び退会を希望する自治会・町内会・諸団体等は、書面により入・退会の申し入れを行う。

- 2 入・退会の申し入れがあった場合、理事会において、入・退会の承認を行う。

**【任 務】**

- 第 8 条
- ① 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
  - ② 副会長は、会長を補佐し会長に不測の事態があるときはこれを代行する。
  - ③ 事務局長は、協議会の運営に関する事務を行うとともに、関係機関等との連絡・調整を行う。
  - ④ 会計は、協議会の会計事務を行う。
  - ⑤ 監事は、協議会の運営及び会計を監査し、総会に報告する。
  - ⑥ 理事は、理事会に参加し、運営に関する協議を行う。

**【任 期】**

第 9 条 協議会役員及び理事の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。但し、補欠の役員及び理事の任期は前任者の残任期間とする。

### 第 3 章 会 議

**【会 議】**

第 10 条 協議会の会議は、総会・理事会・役員会・部会とし、内容は次の通りとする。

- (1) 総会は、次の事項について審議する。

- ア) 事業計画及び予算に関すること。
- イ) 事業報告及び決算に関すること。
- ウ) 役員等の人事に関すること。
- エ) 協議会の規約に関すること。
- オ) その他、協議会の重要な事項に関すること。

(2) 理事会は、次の事項について審議する。

- ア) 協議会の事業及び予算の執行状況に関すること。
- イ) 役員及び専門部会より提案された事項に関すること。
- ウ) その他、協議会の重要な事項に関すること。

(3) 役員会は、次の事項について審議する。

- ア) 総会及び理事会に提案する事項に関すること。
- イ) その他、協議会の運営に関すること。

(4) 専門部会は、各部において地域貢献のための事業を行う。

#### 【総会】

第11条 総会は、協議会の最高意思決定機関として、役員及び理事及び専門部会の代表（部長・副部长）をもって構成する。

- 2 総会は、年1回開催するものとし、会長が必要と認めた時及び役員と理事の3分の1以上から請求があった時に、臨時総会を開催する。
- 3 総会は、構成する役員及び理事及び専門部の代表の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立し、議案は、出席者の過半数の合意をもって決議する。
- 4 議長は、出席役員及び理事の中から推薦し、出席者の過半数の賛成により決定する。
- 5 総会の議事は、議事録を作成し、保管する。

#### 【理事会】

第12条 理事会は、役員及び理事で構成し、総会に次ぐ協議会の意思決定機関とする。

- 2 理事会は、原則として2か月に1回開催し、協議会の運営状況について協議する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 議長は、役員がこれを行う。

5 議事録は、事務局が作成する。

#### 【役員会】

第13条 役員は、第6条第1項の役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し、原則として月1回開催する。

3 議事録は、事務局が作成する。

#### 【部会】

第14条 協議会は、事業の推進を図るため、必要に応じて部会を設ける。

2 部会の設置については、理事会で討議して総会に諮り決定するものとする。活動内容等については、各部会で立案し、理事会の承認を得る。

3 部会には、部長及び副部長を置く。部長、副部長は部会を代表し会務を統括する。

4 部長及び副部長の選出は、各部会において選出し、理事会の承認を得る。

## 第4章 会 計

#### 【経費】

第15条 協議会の運営経費は、佐倉市からの補助金、及び、寄付金・会費、その他の収入等をもって充てる。

#### 【会計年度】

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 【事業計画及び収支予算】

第17条 協議会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定めるものとする。

2 協議会の事業計画及び収支予算が、年度開始前に総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として、収入及び支出をすることができるものとする。

#### 【附則】

第1条 本規約は平成25年9月1日より施行する。

## 変更履歴

項番	日付	内容	備考
1	2013/6/22	制定	
2	2019/5/19	第6条 監事の人数を2名から若干名に変更	
3			
4			
5			
6			
7			

## 別表 1

## 「上志津まちづくり協議会」参加団体

2019/5/19 現在

No.	団体名	代表者	世帯数	
01	マイタウン志津自治会	橋本 弘毅	100	
02	上志津二区自治会	荻宿 務	576	上岡 幸徳、平地 美加
03	上志津平和自治会	大庭 安男	200	
04	パストラルハイム志津自治会	福田 宗文	169	長岡 隆、後藤 英親
05	上志津三区自治会	登尾 文雄	830	林 孝身
06	コープ野村志津自治会	野村 勇太	145	亀田 恭臣
07	日本信販団地自治会	小峰 利一	127	
08	ローズタウン自治会	平岡 幸江	130	守谷 八重子、鈴木 照子
09	鉦住協団地	松下 岳裕	195	中禮 正博
10	緑ヶ丘団地自治会	関 孝次	151	高橋 澄夫
11	ハイホーム志津駅前自治会	平野 武司	197	小林 伸一
12	ハイホーム第二志津駅前自治会	鈴木 義明	113	大谷 裕行
13	志津住宅自治会	戸澤 克彦	85	松川 源佐久
14	志津グリーンハイツ	栗飯原 栄子	178	吉浦 陽三
15	上志津小学校	佐藤 和浩		水嶋 智巳
16	上志津小学校PTA	金子 保夫		多田 智
17	志津地区社会福祉協議会			
18	志津中学校	三村 宏治		木内 靖
19	東急上志津団地自治会	安田 章夫	73	國定 則之
20	上小サポーターズクラブ	樋口 朋彦	15	川端 健史
21	防災ボランティア	富田 栄	4	
22	なかよし太鼓	矢本 沙織	40	目黒 由美子
23	(入会順)			
24				
25				

## 別表 2

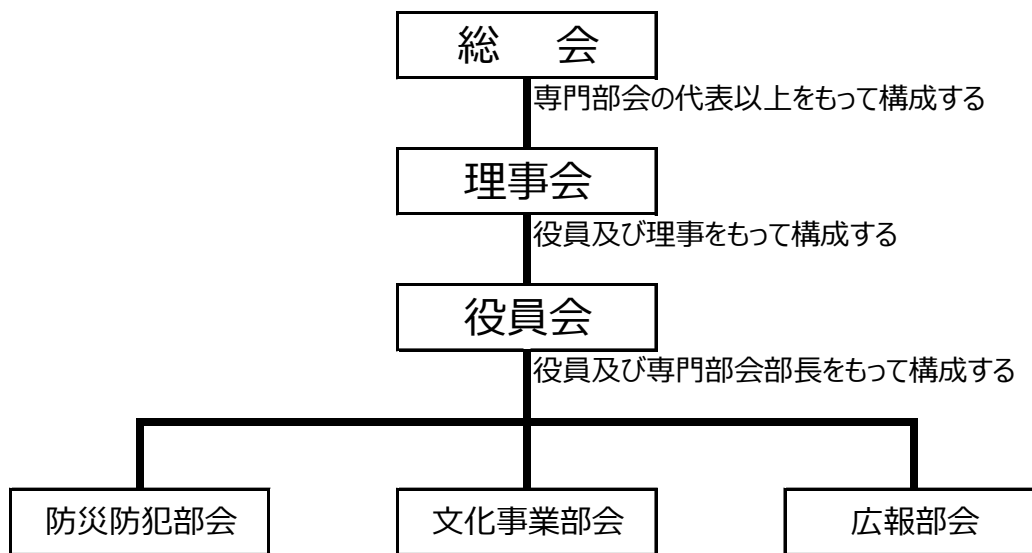
# 「上志津まちづくり協議会」運営形態

2019/5/19 現在

## 目 的

上志津小学校区地域を活動の区域とし、自治運営の中心である住民の親睦・交流を深め、地域全体の絆がもてる事業を協議し、公共の利益のための活動を民主的に行い、心豊かで暮らせる、活力に満ちた「まちづくり」を行う事を目的とする

## 組織構成



\*それぞれの専門部会の代表として、部長、副部長をおく